第49回 地方分権改革有識者会議 第134回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時: 令和4年7月4日(月)14:00~15:51

場 所:地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

[地方分権改革有識者会議] 神野直彦座長(司会)、市川晃議員、木野隆之議員、小早川光郎議員、勢一智子議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕髙橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、磯部哲構成員、大橋洋 一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

(小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務)

〔政府〕田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権 改革推進室参事官

議 題:

- (1) 令和4年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方について (「計画策定等」に関するもの以外)
- (2) 令和4年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について (「計画策定等」関係)
- (3) その他
- 1 冒頭、田和内閣府事務次官から以下の趣旨の挨拶があった。

(田和内閣府事務次官) 今回、骨太方針に地方分権改革の今後の進め方を含めて書き込むことができた。成果が出るよう我々もしっかりと貢献していきたい。

引き続きよろしくお願い申し上げる。

- 2 次に、議題(1)「令和4年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方について(「計画策定等」に関するもの以外)」について、細田内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。
- (細田参事官) 資料1は、第12次地方分権一括法の概要である。これは、前回2月の会議で説明した内容と同様であり、おかげさまで国会において全会一致をもって成立した。 資料2は、令和4年の提案募集に係るスケジュールである。今後、ヒアリングを経て 関係府省と調整過程に入って、年末の方針の決定に向けて調整してまいりたい。

資料3は、令和4年の提案の概況である。令和4年の提案総数は全体で291件であり、 昨年から71件増加した。コロナ対応等で大変多忙の中、地方公共団体に御提案いただい た。おおむねコロナ前の水準にまで回復したと受け止めている。この291件のうち、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案が235件、重点事項が68事項であり、そのうち計画策定等関係が50事項となっている。昨年より増加しているのは、計画関係の提案を重点募集テーマとしたこと、骨太の方針に計画策定等の見直しに関する原則が明記されたことを踏まえ、計画策定等関係については、原則として重点事項と位置付けていただければと考えていることによるものである。

資料 4 は、地方からの提案と検討区分別の状況である。

先ほど申し述べたとおり、提案総数は昨年より大幅に増加し、提案の半数以上が共同 提案となっている。また、新規の市区町村からの御提案を64団体からいただいた。

提案の区分としては、医療・福祉の分野が86件と最多になっており、その数も昨年から24件増加している。重点募集テーマについて、計画策定等に関する提案が68件、デジタルに関する提案も51件、と昨年より大幅に増加している。

資料5は、担当府省、共同提案等を種別で整理したものである。

資料 6 は、重点事項の考え方とその区分案である。

資料7は、重点事項としてリストアップしたもののうち計画策定等以外の事項に関する一覧である。

(市川議員) 計画策定等以外の内容について、各自治体の重複している業務をどのように整備するかという点が多かった気がする。デジタル化の話も出ているが、業務効率化の意味でも、デジタルを使って効率化を図れるもので、現場サイドから多く意見が出てきたものは、監督官庁をはじめ、皆で積極的に自ら改善していくことが必要である。

16番、大規模小売店舗で複数店舗があって代表者の異動があった場合は代表者の氏名変更について全店舗で届出が必要という点だが、建築士法等に基づき登録をしている法人の代表者が異動になったら全て申請し直すこともあり、民間も手続が大変である。法の趣旨も含めて、外に表示する登録で確実に法人名は明確に出ているし、代表者が代わるたびに登録を変更することが必要なのか、自身も疑問に思ったことがあるので、この点は改善できないかと感じた。

17番、会計年度任用職員に対する勤勉手当については、同一労働同一賃金という考え方に立った場合に、会計年度任用職員とそうでない職員に仕事の差がなければ、民間でも同一労働同一賃金がかなり進んでいるので、しっかりと議論すべきではないか。

(三木議員) 計画策定等以外について、よくまとめていただいている。各提案の多くが 複数団体から提案されていること、課題が複数であることは、非常に重要である。

今、市川議員がおっしゃったように、現場の声を受けての提案は非常に重要である。 よく現場主義と言われるが、なかなか現場のことを知っていただく機会がない。このよ うな形で、提案いただいたものを現場の声としてやっていただければと思う。 例えば、13番、生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とすることについて、実際に大変な状況にある住民が、自分で手続を取ること自体を知らない人が多い。こういう形で社会的に大変な方は、できるだけ行政で手続をしていくことが大事ではないか。

6番、商工会議所なり商工会で証明したらどうかとの提案について、私どもの市でも 実際は商工会議所のほうが事業者の内容をよく分かっている例があり、商工会議所なり 商工会で認定することも大事だと思う。小さな市町村だと、お互いに顔が見え、どのよ うな事業者であるかは分かるので、そのような目線でも取り組んでいただきたい。

(木野議員) 事務局からの説明、また、神野座長、髙橋部会長の御尽力に感謝申し上げる。これから地方から寄せられた提案の実現に向けて議論が本格化する。皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げる。

資料を見ると、提案数が前年対比で30%ほど増えている。令和元年の数に比肩する数字になっており、皆様の地方分権改革の裾野拡大の取組結果と受け止めている。

重点事項については、異論はないと考える。重点募集テーマに加えて、子供を産み育 てやすい社会の実現や社会保障制度の基盤強化、いずれも重要なテーマであり、支障の 解消というよりも、より良いサービスの実現ができるという方向でやっていただけると 幸いである。重点事項となっていない提案事項も含め、全般にわたって目配りをお願い したい。

(勢ー議員) まず、今年度、これだけ多くの提案をお寄せいただいた地方公共団体の方々、 また、それを受け止め対応した事務局の皆様に御礼を申し上げる。

コロナもあって大変な中で、これだけの数、しかも重要な提案を多くいただき、身が 引き締まる思いである。

既に御指摘のとおり、まさに現場からの声、しかも複数団体から共通の提案が多く出ているというところは、そうしたニーズをしっかりと制度の側が受け止めて対応すべき局面にあることを語っていると思う。提案の実現はもちろん、それを通した制度のあるべき姿を見据えながら議論をさせていただければと思う。

新しいニーズも、特にコロナの後で、出てきていると思う。シェアサイクルポートの 提案のようなこれまで制度が想定していなかったようなニーズも出てきていると思う。 そうした対応を制度がどのように受け止めていくかを意識しながら議論していきたい。

(伊藤構成員) 計画策定等以外で、今年も非常に重要な提案がたくさん寄せられている。 御指摘のとおり、ほとんどが複数の共同提案で、地方公共団体の問題・関心がかなり 一定のテーマに収束していると思った。デジタル化あるいは業務の見直しは非常に関心 が高いと思うので、今年の提案募集検討専門部会での議論、ヒアリング等で実現を目指 していきたい。

他方、権限移譲の提案については、今年度、重点募集テーマの中では具体的には見えないが、これは必ずしも悪いことではない。権限移譲については、ある程度の方向性が確定している部分があることの表れかもしれないが、ただ、非合理な部分、非効率な事務の執行が問題視されているので、きちんと対応してまいりたい。

(小早川座長代理) 全体として、皆様の御指摘のとおり、コロナ禍にもかかわらず、しっかりした件数が出ている。また、御説明を伺っていても「なるほど、これは何とかすべき」というものが非常に多い印象を持った。この提案募集方式について、都道府県、市町村に、相当程度信頼を持っていただいて、これは使えるという実感を広く持っていただいている結果と考えており、大変結構なことだと思う。

個別に1つだけ感じたことを申すと、8番、児童手当の支給に関する事務が、公務員は所属長、公務員以外の言わば一般国民は市町村長と分かれていて、私も、国家公務員等から民間転職した際、児童手当ではないが他で似たようなことがあった。サービスを受ける側からすれば、全く合理性がなく、恐らくは社会保障関係の現行法システムの所管が中央で分かれているという中央政府側の事情で、末端で必要のない煩雑さが生じていると思うので、このような問題が出てきたことは大変注目すべきである。その反面、なかなか実現は簡単ではないとも思うが、できるだけ中身の深いところまで議論して方向性が出せればと思う。

(大橋部会長代理) 今年のテーマ全体を拝見し、デジタル関係が中心に来ていることは 非常に関心がある。コロナを経験しデジタルによっていろいろな負担が軽減できること を身にしみて感じており、それを進めることが大事である。また、内閣府がデジタル化 について非常に力を入れているし、全体としてデジタル庁が新しくできたので、デジタ ル化の進展具合がどうなっているのか、情報もいただきながら、調整を行い、その流れ の中で提案募集をやっているという意識で作業することが大事である。

分野別には、医療と福祉の分野が多いことと、今回の重点テーマとして計画とデジタル化が、縦と横の関係になっていると感じる。つまり、医療・福祉は、行政も同様に非常に人手不足なので、そういうところの負担を軽減する行政手続の改革が必要になる。他方で、そのサービスを受ける方は、ハンディキャップがあったり社会的に弱い立場の方で、必ずしも申請手続等に詳しくないので、デジタル化の恩恵を借りて負担軽くすることは非常に大事だと思う。このデジタル化の問題を考える場合においても、領域的な特殊性も考えながら対応に当たっていくことが必要である。

今年仕事をさせていただく上での心構えとして、このような点に気をつけて進めてい きたいと考えている。 (磯部構成員) 公務員の児童手当のように、本当に改めて合理性が問われるものもある。 説明を伺うとこういう経緯でこうなっているとなりがちだが、実際、本当にそれをいつ までも続けるのがよいのかどうか、改めて行政の在り方自体を問い直すようなつもりで やっていきたいと感じた。

大橋先生が触れられたように、コロナで特例的に認めたやり方は、過疎の地域の利便性やサービスの内容から、ぜひ恒久的に進めていただきたいというものもある。コロナを契機にこれまでの行政の在り方自体を見直す、そのためにこの提案募集を活かしていくつもりでぜひ臨んでいきたい。

(神野座長) 議員、構成員の皆様方に、一わたり御意見を頂戴した。大変貴重で有益なコメントをいただいたが、いずれも今後有効に進めていくためのアドバイス等々に関わるものが多かったと思う。異論はなかったと考えるので、計画策定等に関するもの以外の重点事項については、御提案いただいた案のとおりにさせていただきたいと考えるがよろしいか。

(首肯する議員あり)

3 次に、議題(2)「令和4年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について(「計画策定等」関係)」について、木村内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(木村参事官) 資料8-1は、6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」いわゆる「骨太の方針」である。地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されている。これは、勢一座長をはじめ、計画策定等に関するワーキンググループの構成員の皆様に御尽力いただき、本年2月に開催された本有識者会議において、取りまとめいただいた基本原則を踏まえたものであり、このたび、政府方針として閣議決定されたものである。

資料8-2と資料8-3は、全国知事会、指定都市市長会から、骨太の方針への掲載 を高く評価する旨の意見が表明されている。

資料9は、令和4年の地方からの提案のうち、計画策定関係をまとめたものである。 計画策定等については、2年連続で重点募集テーマに掲げたが、今回68件の御提案が あった。骨太の方針に計画策定等の見直しに関する基本原則が明記されたこと等を踏ま え、原則として、重点事項として取り扱うこととした。

ここに掲げた項目の中から、今後、提案団体からのヒアリングを実施させていただくとともに、各府省からの1次回答を踏まえて、各府省ヒアリングの実施をお願いしたいと考えている。

(市川議員) 全体的に、細かい計画が多くあると改めて認識した。予算の執行あるいは交付金の給付等について、結構細かい法律に基づいてなされている。何かをやるとそれを支える法律ができて、そのお金を出すためには、それに基づく計画なり何らかの根拠を要求するという仕組みの中で、細かな法律に対してそれぞれの計画あるいは根拠を要求しているのかと考える。例えば、日本語教育の話で、大きな主旨があるから、その趣旨さえ明確にすれば、やり方等については地方自治体に任せるという基本的な考え方が必要ではないかと。ただ、それをどのように実行されているかを知ろうとすれば、むしろ計画ではなく内容の報告やPDCAがしっかりと回っているかの議論が大切で、計画をつくり予算を配賦することに、重きが置かれ過ぎているのではないかと感じた。計画をつくり予算を配賦することに、重きが置かれ過ぎているのではないかと感じた。

(加藤室長) 市川議員がおっしゃったように、府省庁は、自治体に対して事前にある程度見通した上でやってもらいたい、あるいは、それに対してお金で後押しをしたいという発想が強いと思う。確実にやってもらおうという意識が強いので、変な方向に行かないように、ある程度事前に見たいと。事前にそういうルートを引きたいということだと思う。それなりに地方も責任感を持っていろいろな行政を展開している中において、内容にもよるとは思うが、事後的なものに改めていく方向性に切り換えていく必要があると思っている。伝統的に新しい事象が出たものを追いかけるので、増えてきているのではないかと思う。その辺りは、御指摘のような形に切り換えていきたいと感じている。

(三木議員) 今、市川議員がおっしゃったことはすごくよく分かる。計画をつくれば住民はやってくれると思っているので、計画倒れとなる。計画をつくった後のPDCAを活かしているかというと、そこまではなかなかやらない。日本経済新聞の「私の履歴書」という記事で、住友林業の最高顧問の矢野氏がおっしゃっていた「自利利他公私一如」という言葉のとおり、いろいろな計画等があったとしても、それよりももっと大事なことは本質的な経営理念ではないかと思う。

もう一つ、行政は、予算主義で、決算主義ではない。予算を残すこと自体が悪いという考え方があり、そういう意識を変えていかないとこれからの時代は厳しく、賢い支出をすべきと思っている。計画倒れになってしまうような計画をつくるのではなく、ポイントや要項といった考え方だけを示していけば良いと思う。

スポーツ計画や読書プランなどは、計画をつくるよりも、家庭でスポーツや読書をしようという生活習慣の運動の方がよほど大切だと、日頃からそんなことを感じている。

(木野議員) 計画策定の在り方について、改革の基本方針の中に明記された意味を重く 受け止めている。地方の自立性確保で、今までのやり方が多くの問題点をはらんでいる という認識が深まっているのだろうと受け止めている。 計画策定等に係る支障や求められる改善について、全国町村会で幾つかの町村に照会している。その中の主なものとして、求められる計画によっては、自分たちの総合計画等の上位計画と整合性が取りづらい、全体の計画を体系的に整理して個別計画の乱立を防ぐことはできないか、見直しサイクルが非常に短く実効性のある見直しが難しい、といった意見が寄せられている。

各府省庁の委員会や審議会の答申等を見ていると、推進計画の策定や〇〇計画が必要というケースがまだ散見されるので、計画の整合性を取るという意味では、問題意識の共有がまだ不足していると感じている。計画策定に対する提案を原則として重点事項に位置付け、関係省庁に見直しを求めることで、法律制度の中で計画策定を一般的に義務付け・枠付けをすることは地方分権とは相入れない、という共通理解が着実に築かれていくようお願い申し上げるとともに、非常にこれからに期待している。

(髙橋部会長) ただいまの話について感想めいた話を申し上げる。

計画の義務付け等が増えてきたことには、地方分権が進んだことの一つの逆効果、反作用みたいなところがある。昔は中央省庁が地方公共団体にいろいろと指示すれば自動的に物事が進んだが、今はそのような時代ではなくて、大人の関係になった。そこで、地方公共団体の行政をグリップしたいという目的の下に、計画をつくってもらい計画通りかをチェック。そのようなグリップの仕組みが、割合と効率的なやり方として国は多用してきたのではないか。そこで、その弊害を看過して、この手法に安易に頼り過ぎている現状が顕著に現れてきたかということが1点である。

もう一つは、常々議論しているが、議員立法についてである。見えないところに光を 当てるため、議員立法で新しく制定する。そこには必ず計画を策定して施策を実施して もらいたいという意識が働いていると思う。当初の光を当てるということに大きな意味 はあったが、時間が経ち定着してきて、当初の目論みどおりに計画という形を取る必要 があるのかについて、なかなか難しいが、何か考えることは長期的に取り組むべき課題 かと思う。この辺りはぜひ計画ワーキングで議論して頂き、その構造的なところを取り 除く努力が必要だと思う。

(小早川座長代理) 木野議員の御発言にあった「地方分権の本当の趣旨に関する共通理 解が基本的にまだ十分浸透していないことが問題」に、私も全く同感である。

基本として、少なくともどういうやり方で自らの事務を処理するかは、自由にそれぞれの自治体が考えるべきことであり、その原則がまずは大事ではないか。これは法定受託事務であってもそうだが、特に自治事務については、やり方を考えることそのものを自治的にやることが原則だと思う。にもかかわらず、国の側から「全国一律のやり方をやって欲しい」、「このポイントは必ず政策に盛り込め」などの口出しをすることが、本当に必要であれば、法令の根拠、厳密には法律の根拠に基づいて、必要最小限で自治

体に義務付けることになるのだろうと思う。それが必要最小限の口出しに留まっている かは、その立法のプロセスでしっかりとチェックすべきである。

今回の項目についての説明で感じたことだが、最小限かどうかに関しては幾つかの切り口があると思った。

一つは、計画策定に関する法的な義務付けなり、法的な義務付けでないにしても財政 措置の裏付けを持った事実上の誘導なりが、重複して存在していたり、手続的に簡素化 できるのに無用の手続負担を課していたり、そういった合理的に考えれば当然に整理す べきものについては、1つずつ個別に整理する作業をしっかり行うべきである。

次に、計画内容の軽微な変更に関して、届出や協議が求められ、手続的に過大なコストがかかるなどの問題がある。全く不必要と断言はできないにしても、結局のところ、コストベネフィットの問題であり、それほどの手続を要求するだけのメリット、必要性があるのか。比例原則の問題、目的と手段の均衡の問題と言っていいかもしれない。健全なバランス感覚が必要ではないか。各府省庁は、善意で、これについてはしっかりやってほしいといって一定の負担を求める。それが、何十、何百と重なると、負担の総量が大きくなり、自治体の行政リソースがそこに消費、消尽されてしまう。総量削減という観点が必要ではないか。

最後に、今回の計画策定に関する見直しの対象として、法令による義務付けだけでなく、財政措置とリンクされ事実上強い誘導になっているものや、任意と言いながら策定しない団体については公表するとして事実上の強制の仕組みがつくられてしまっているようなものがある。「任意であり、やりたくなければやらなくてもいいが、財政措置はしない」というのは、やり方として汚い。本当にそれを求めたいなら、法令に基づいて義務付けるという方法によるべきだと思う。特に財政措置との関連については、第1次分権改革のときから、補助金関係や地方財政システムに関わる問題が分権のテーマから外されてきたが、今回、この計画策定に関する検討では、そこに手が及ぶようになっている。国と地方の元々の税源配分など地方財政システムの根幹そのものの問題はあるが、現在そこが偏っていることを利用し、それを手段にして、法令で義務付けられていないものを事実上強制することは、国家の活動の仕方として真っ当ではないと思う。

基本的・原理的なところを踏まえつつ個々の問題に対処していく姿勢が必要と思う。

(勢一議員) 今回、私は計画策定のワーキングに携わっており、このような形で骨太の方針に計画策定の基本原則を盛り込んでいただき、非常にありがたいと思っている。ここで原則が示されたことが、これから国側が計画制度を設計、地方公共団体が計画制度を運用する上で、共通理解になっていくので、スタート地点だと思っている。こうした視点に適う制度改善のアイデアをいただいたので、提案を丁寧に検討し、そこから新しい形の計画制度につなげるような議論をしたいと思う。

提案を拝見すると、「関連する法律間でそれぞれ類似する内容の計画策定を求める」

や「同一分野で基本方針と計画で重複する内容がある」といった重複が非常に多いこと に改めて気づく。地方自治体の現場から見ると、法の所管、府省の所管の縦割りが見え てくると思う。

先ほど小早川先生からお示しいただいたが、現場で効率的・効果的に運用するために、現行計画の整理をして、費用対効果の観点からの総量削減なども非常に重要と思う。以前この会議で、計画体系の逆三角形の構造が大きな問題との議論になった。それを解消するための制度改正が、人口減少に向かっている今だからこそ、自治体、現場がマンパワーを必要なところに割くことができる手助けになるので、非常に重要である。

私もしっかり勉強しながら議論をしていきたいと思う。

(伊藤構成員) 議員、構成員の先生方の御発言に重なるが、今回の提案を拝見して、地方公共団体の現場でこれから人口減少・超高齢化で資源の利用可能性が厳しく制約される中で、効率的かつ住民の目線に立った行政を行うため、計画の不合理、非効率な部分について何とかしてほしいという切実な声を提案として受け止めた。

先ほど髙橋部会長からも御発言があったとおり、今、議員立法を含め、立法の型が決まってしまっている。自治体に国が決めた政策を確実に実施してもらうために、計画という手段でモニタリングをし、しかも、計画策定の細かい手続まで決めて、審議会にかけなければいけないといったことまでも要求している状況である。

昨年度からも引き続き、今回の提案募集の検討を通じて、この立法の型は、分権の時代あるいは人口減少の時代に、かなり限界に達しつつあると改めて発信することも必要であり、国と地方が対等な立場で政策を実施していくためにはどうしたらいいかということを、むしろ、国、中央府省に改めて考えていただく機会にできればと考えている。

(大橋部会長代理) 今回、計画にかかる提案をこれだけ出していただいて、骨太の方針にも書いていただいて、かなり問題点がはっきりしてきたと思う。地方自治に関し、今まで自治体に対する関与は地方自治法に書いていただいたが、その中で抜け落ちていたものとして、今回、こういう計画による関与が非常に大きくあることが正面に出た。この原則が自治体と国で共有され、先々は地方自治法の中、立法をもコントロールする理念として位置付けられることが大事だと思っている。その際に、全体的に制度設計を行う国に対して、「省庁の側が配慮してください」、「ダブらないようにしてください」、「負担は少なくしてください」といった形で、国が努力をし、予定調和として幸福な時代が来るという見通しでやっているが、それだけでは徹底しない気がする。現在、地方公共団体側で既に十分な総合計画と部門計画は持っており、自らの計画体系があるところに国から横やりが入って振り回されている、という状況で、計画に関して国と地方の間にダブっている部分があると思う。地方分権を本当に尊重するならば、自治体側が自分達でやっているこの計画のこの部分で国の求めることはできるので、自治体側の代替

計画提案権のようなものを構想できないか、外国ではこれを権利として認めている国もあるが、そのような形で自治体が自分たちを中心に国の要請を取り込んでいき説明責任を果たす、というところまでいくことが大事という気がする。その観点から、自治体がつくっている総合計画や独自の部門計画で足りれば良しとする折衝も行ってみたい。

2つ目は、まだ通知で計画を義務付ける実務が相当あり、皆様の御発言のとおり、計画策定は通知レベルで基礎付けられる事柄ではないので、通知に基づく計画は過敏に反応し対応していきたいと思う。

3つ目は、全体的に日本の計画システムが縦割りであり、計画で大事なことは、国の原則が地方に貫徹し、地方の要望が国に戻されるという対流原則を確保することである。その場合、縦割りが強過ぎて調整する計画が日本はまだ弱く、これから伸ばしていかなければいけない部分である。大事な計画については、総合調整の観点から少し中長期的に大切にし、背骨をなす計画のワンピースを形成するようなものは、今うまくいかないからといって取ってしまうのではなく、注意を払いながら作業をしていく必要があると思った。

(髙橋部会長) 計画について、重点事項を含めて御議論いただき感謝申し上げる。貴重な意見を頂戴したので、参考にしていきたい。なお、令和4年度の作業を控えて、決意表明を兼ねて若干発言させていただく。

本年の提案募集は、皆様方から御指摘いただいたように、新型コロナウイルス対応で、 大変お忙しい中、昨年の220件を超える291件もの提案をいただいた。皆様方には、本当 に感謝を申し上げたい。特に、骨太の方針である「経済財政運営と改革の基本方針2022」 において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から計画等の内容や手続は各団体の 判断を踏まえること等の原則が明記されたことを踏まえ、一部を除いて全て計画関係に ついては重点事項になるかと思う。

なお、提案募集専門部会としての決定が前提だが、計画事項に関する重点事項は、数が多いため、どの項目を各府省からヒアリングをするかといった具体的な進め方については、部会長である私に御一任いただければと思う。

提案募集検討専門部会として、これから正式決定いただくこととなる事項を踏まえ、 本年度も充実した支援に努め、地方から提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまい りたい。

(神野座長) 計画策定等に関する重点事項について、様々な御意見を頂戴したが、御異 議がなかったということでよろしいか。

その上で、この計画策定事項について、そもそも、国が計画をつくり始めるのは、日本が独立して様々な多元的な利害を調整しなければならないとき、最初に1兆円予算と量的に決めて調整しようとするが、ボトルネックが起きて、予算はつけていかないと日

本経済が動かなるので、予算をどうやってつけるかと言ったときに、計画を最初につくって予算をくっつけるという方式を取ったからである。昭和30年代の初めに、道路、住宅、港湾の何か年計画とか全部出てきて、計画を付けるのだが、今度は予算をどうやって絞っていくのかというときに、計画を総合的に調整する必要があって、上位計画が出て、それがいわゆる所得倍増計画になる。計画を様々に調整する言わば総合計画みたいの走りだったと思う。地方自治体に要求されている計画は順序が逆になっていることは、先ほど御説明があったが、地方分権がある程度進み、関与していく手段が制限され、計画という隙間が出てきた。一方で、地方自治体が立てた総合計画又は部門計画に対して、計画ということで、言わば地方自治体がこれまで一生懸命やってきた自主性や自立性の権限の拡大が後ずさりすることになってはいけない。この問題は、重点事項に指定して、真剣にそれ自体の論理として取り組んでいく必要があると思う。

今事務局から提案をいただいた計画策定等に対する重点事項については、この会議を もって、原案のとおり、御了解いただいたということでよろしいか。

また、本年の重点事項に関する具体的な検討の進め方については、髙橋部会長に御一任することで、この会議で了承したということでよろしいか。

(首肯する議員あり)

4 次に、議題(3)「その他」について、細田内閣府地方分権改革推進室参事官から説明 があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(細田参事官) 資料10は、提案募集方式によって改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査についてまとめたものである。定量的把握のため、昨年の10月から12月にかけて、各地方公共団体に対して調査を実施し、全国ベースでの活用実態及び活用していない場合の理由を把握することができた。この調査結果を各府省に対して、政策立案の一助と活用いただくよう情報提供している。

資料11は、過去の対応方針に伴うフォローアップの状況である。

(市川議員) 資料10の2ページ、活用状況の調査を見て感じたことだが、まずは、回答率が、都道府県は85%だが、市区町村は全部57%以下であり、なぜこんなに低いのかと非常に疑問に思った。

もう一つ、子育でに関するところで、今、我々日本の重要課題で、子供をいかに健全に社会の中で育て、少子化を脱却するかという重要な課題に対して、事務を行っている、制度見直しをしているという市町村の回答率がものすごく低い数字であり、正直非常にこれにショックを受けた。この原因を知る必要がある。

最後に、市長会や町村会が中心になって、この提案募集方式で実現されている制度改

革についてしっかりと周知していただいているかも見る必要があると感じた。

(事務局) 回答率が低い点について補足する。今回の調査は3回目の調査であり、令和2年はコロナ禍のため地方の負担にならないように実施しなかったが、昨年、少し落ち着いてきたタイミングで実施したもの。実施に当たり地方公共団体に負担をかけないように、回答は督促せず、都道府県による取りまとめも不要としたことなどが回答率にも影響した可能性はあると思っている。

(神野座長) 市川議員の御質問は、もともとこの会議ができた時は、分権改革の制度は ある程度できているのに、なぜこれが活用されないのかという問題意識で出発している ので、これは自治体の責任よりは我々の責任が大きいのかもしれない。

(三木議員) 事務局に気を使っていただき大変ありがたく思う。言い訳になってしまうが、職員は忙しいので、とにかく今ある事務を先にやってしまうという感じである。おっしゃるとおり、大事な改革をしてもらっているが。それを活かしていないことはないと思う。いずれにしろ、長野県の市長会の中で聞いたり、実態を調べてみたい。

(神野座長) こちらも市町村に調査をして本来の仕事ができないようなことはやめなさいと言っているので、回答率が低いことは問題ない。我々の責任もあるが、実効性を上げていくため、原因が分かるならば検討し、制度的な活用をできるように、この会議で重要な提案していかなくてはいけない。制度改革が行われ、その制度に魂を入れるようなこともこの会議の重要なテーマなので、必要があれば検討する。何か欠陥があれば大きな問題だと思うので、制度改革について利用できていないと。その問題について言があれば承っておくべきである。下から改革を提案すればもっと活用してもらえるかということでやっているが、それでも何か桎梏になっている問題点があれば、それ自体を検討することもこの会議の重要なテーマだと思う。

(加藤室長) 活用率の問題で、都道府県はある程度事務が均質化、事情が似ているので、今回の調査は1項目だったが、認識や活用も進むのかもしれない。市町村は1,700と幅があり、提案を受けてやっても、市町村のやり方があるので解決になるのか、カバレッジの問題もあると思う。市町村は、どうしても、都会のところもあれば地方部もあり、大きいところもあれば小さいところもあるので、一つ一つの項目を見ると、活用率が下がってしまう面はあるかと思う。

ただ、当然措置したものは、幅広く活用していただきたいので、私どもも様々な周知の取組を行っている。実際に活用団体で成果を上げていることについて、様々な媒体をつくって提供しているし、こちらから伺って研修等も行っている。それが十分かどうか、

功を奏しているかという御指摘もあろうかと思うが、そうした周知、活用を促す取組状況を報告させていただき、御意見を承る機会もつくれればと思っている。そういう取組を深化させ、御尽力いただいて入れた措置が広がるようにやっていきたい。これは完成形がないと思うので、いろいろ御意見を伺いながら改善を図っていきたい。

(髙橋部会長) この資料は初めて拝見したが、評価については、いろいろとあり得るのではないかと思う。例えば、病児保育は、多くの反対がある中で入れた制度で、実際にこれだけ使われていること自体、きちんと評価しなければいけない。様々な懸念の中、これだけの自治体に思い切って使っていただいているという見方もあり得るのではないか。また、郵便局の話は、既にこれを使って突破口を開いていただいている自治体、これから使うと言っている自治体もあるので、これ自体の成果の評価は少し議論してみたい。その上で、活用、周知自体は重要なので、事務局にぜひお願いしていきたい。この評価をどうするかは議論してみたいと思う。

(勢一議員) 私も髙橋部会長と同じ意見を持っており、この数字をどう見るかは、もう少し、個別の団体の利用状況も含めて、提案の利用状況を見ないといけないと思う。特にこの提案募集方式で地方分権を進めることにした大きな部分は、これ以上の分権を一律でやっても進まなくて、各団体で必要なところへの措置が出発点の一つであった。手挙げ方式を入れた点から見ると、実際に使っているところは多少あるとか、今後活用予定という数字も少なからずあるので、少し丁寧に見て検討することが評価に必要である。それをやっていく中で、実際にニーズがあるが制度の見直しを知らないところに届ける方法を考えることが大事なので、ぜひ引き続き御研究をお願い申し上げる。

(神野座長) 重要な任務として、推進室で十二分に認識し、周知する広報活動について全力を挙げてやってもらっているが、一度検討すべき方法等々があるかどうかを御検討いただきたい。活用方法等について何か桎梏となっている問題点があるかどうか、この分権を推進していく会議として検討すべきことがあれば、調査結果に基づき、定量的、定性的な分析を含めて問題点を浮かび上がらせていただきたい。今後、そうしたことについて御検討いただくことでよろしいか。

(首肯する議員あり)

5 最後に井上内閣府審議官から以下の挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり

(井上内閣府審議官) 本日は、令和4年の提案募集の今後の進め方について活発な御審議及び重点事項を取りまとめいただき、感謝申し上げる。

内閣府としても、各制度を所管する関係府省や提案団体等との調整を鋭意進め、年末の 対応方針の決定に向け、最大限努力をしてまいりたい。

これから、特に髙橋部会長をはじめ、部会の先生方には関係府省からの集中ヒアリング等、大変御苦労いただくが、どうか御審議をよろしくお願い申し上げる。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)